TOKYO MAIL NEWS

輸送サービス労組
東京地本

WEBSITE
SNS

No. 024 / 2024.8.3

TOKYO MAIL NEWS

輸送サービス労組 東京地本

WEBSITE SNS

No. 004 / 2024.7.16

永遠のきずな eternal bonds

輸送サービス労組総合 大崎運輸区分会 発行責任者・情宣部 2024.07.13 No.108

大崎運輸区で再度パワハラ発生！

7月に入り猛暑が続き、乗務員としても体調管理に注意しなければいけない季節に入りました。7月9日にteamsにて「塩タブレットの配布について」が投稿され、当直カウンターに設置されることになりました。しかし、設置に至るまでに分会役員が求めてきた経緯があることと、その事に対して区長より7月11日に求めてきた分会役員に対してパワハラ発言が発生しています。

～経緯～

7月4日

・運転士の月例調査にて指導担当に「熱中症対策として毎年アメを設置しているが欲しがらないのか？」と質問し、指導からは「伝えておきた！」と回答。

・調査終了後、事務にも「アメは欲しがらないのか？」と聞いた点、「話はまだ残ん」との事。

7月7日

・指導担当と副長に、訴状で問題したアメについてどうなったか確認したところ、副長より「訴状（埼京運輸区）は、他区分ので調べ事は難しいが本区に置く事は検討している」と、回答されたため、「副所のATOSモニターの所に置き電気も点ないか？」と聞くと「本区わら多わにわ…で行くようにしてほしい！埼京の乗務員に持って行かれて…」と話されたので「海の乗務員にもなかでもらえば良いのではな？」と伝えた。

・質問した分会役員は、すでに埼京運輸区ではアメは必要に思いてあり、この点はなんだろうと感じたがその場はそこで終わりにした。

7月8日

・埼京運輸区長に「アメをモニターのある所に置くのは問題かな？」と確認したところ、埼京運輸区長からは「問題無い」との事。さらには「副区運輸区のアメを大崎運輸区の方が置いても良い」とも言われた。

※この段階で、大崎運輸区から埼京運輸区に相談されていない事が判明。

7月9日

・teamsにて「塩タブレットの配布について」が投稿される。

・別の分会役員が、当直カウンターに設置された塩タブレットについて質問に「埼京運輸区に設置できないか」「大崎運輸区と埼京運輸区の乗務員は気軽におなじもうなるように、分会を折下げるとやできないか」と述べる。

7月10日

・副区長から分会役員に「大崎運輸区として話所に置くことは考えていない」と言われる。同時に「人員増入は考える」と言われた。

※このように、当直カウンターに塩タブレットが設置されるまでには、熱中症対策が遅れている大崎運輸区の現状に対して分会役員が求めてきた経緯があります。

そして7月11日、明けの勤務終了後の分会役員に対して、区長より呼び出しがあり。これまでのアメの設置に関わるやり取りだけではなく、6月に当直副長との勤務掲示について意見した事を引き合いに出し…

区長「（当直副長に）毎日勤務が変わっていたら生活設計が立てられないと発言があったみたいだけど、だったら乗務員に向かないのでは？面談で異動の希望をしていないのだから予備月に勤務が変わる事は当たり前。それを理解していないなら乗務員じゃない方が良いと思う。今はまだ（異動の）話は来てないけどね…」と発言！

大崎運輸区分会は、現場長が分会役員に発した**「乗務員じゃない方が良いと思う」「今は（異動の）話は来てない」**と言った、一連の人事権をちらつかせる発言をパワハラだと断定します！

その場の区長とのやり取りでは**「勝手に埼京運輸区の区長と話をしたらいいね。あなたは大崎の人間だからね」**と言う表言を吐き、更には職場を学校になぞらえて

「区長は校長、副長は先生、乗務員は生徒と同じ扱い」

だと述べ、**『生徒が先生に噛み付いたら指導する！』**と発言したのです。

今回、アメ・塩タブレットを訴所に設置することを求めた分会役員は、大崎運輸区の全乗務員を思い、早目の熱中症対策として話をしてあたのです。乗務員はいつ異常時に対応するかわかりません。「命」を守るためにも、早目の対策として訴所に設置する事を当たり前に要望したに過ぎません。それに、埼京運輸区長は元大崎運輸区の副区長をされた方です。縁あって埼京運輸区長として指揮から乗務員訴所で顔を会わせているので、話しやすいのは自然な流れです。わしら区所の規模を越えて「組合と連携」のみならず、「想定外を想像した行動」ではないでしょうか？

その気持ちを汲み取ることもせずに、大崎運輸区の人員が直属の上司に話を通していないからと言ってアメをするような安直なを、今後どんな事があっても**「大崎は大崎」「埼京は埼京」**と、あえて壁を作ることになりかねません。更には、乗務員を生徒と位置付け、先生に噛み付く事を良としない考えは、先生である副長にミスがあってもそれを指摘することもできず、萎縮する事にもなりかねません。

命令と服従の関係で究極の安全など作れるわけはありません！

大崎運輸区では「脱退パワハラ訴訟」により、元大崎運輸区長と元地区指導センター所長の脱退強要のパワハラが認定されました。大崎運輸区分会は、「組合差別＝不当労働行為」を含めて、現場社員に対して高圧的なパワハラ言動を許さず、自由に議論できる職場環境を確立し、安全で安心して働ける職場を今後も変わらず目指します。

蔓延する差別・ハラスメントの不法行為を根絶させ、健全なＪＲ東日本グループを再構築しよう！

脱退パワハラ訴訟での「ハラスメント認定」を全く顧みず、熱中症対策への進言を発端に、職場の地位を利用した「パワハラ」が平然と繰り返される！

YouTubeチャンネル「ばねチャンFrom輸送サービス労組東京地本」で大崎運輸区でのパワハラ行為を配信中！

配信中の動画は、
こちらから検索できます！

チャンネル登録

お願いします！